

タイトル	新しい家族のあり方・離婚後共同親権について考えよう！ 女性プラザ祭2021 トークセッション報告
著者	中園，桐代；山崎，菊乃；箭原，恭子；平井，照枝； NAKAZONO, Kiriyo; YAMAZAKI, Kikuno; YAHARA, Kyoko; HIRAI, Terue
引用	開発論集(110): 169-195
発行日	2022-09-30

新しい家族のあり方・離婚後共同親権について 考えよう！

女性プラザ祭 2021 トークセッション報告

中 園 桐 代¹・山 崎 菊 乃²・箭 原 恭 子³・平 井 照 枝⁴

- I 解題
- II 登壇者プロフィール
- III 講演1 講演録 当事者としての体験を通して伝えたいこと 山崎菊乃
- IV 講演2 講演録 DV被害を受けた女性や子どもたちに必要な支援 箭原恭子
- V 講演3 講演録 DVによる別居中・離婚前の困難と支援について 平井照枝
- VI フロアからの質問

I 解 題

はじめに

日本の離婚件数は年間 25 万件を超えている。現在、日本では両親の離婚後、どちらか一方のみが親権者になる「単独親権」をとっているが、父母の双方で親権を持つ「共同親権」を求める声もある。2020 年、法務省も海外の法制度の調査を行い、日本と同じ単独親権を取るのは 2 カ国（インド、トルコのみ）、共同親権が 22 カ国であると報告している。この結果だけ見ると日本が「遅れた国」のように見える。

しかし、単純に共同親権が良いとも言い切れない。非同居親（主に父親）との交流が同居親（主に母親）に義務付けられると同居親や子どもがストレスを感じている事例が少なからずあることも報告されている。子どもの権利、幸せを守るため、離婚後の子どもの養育、親の責任のあり方や分担について、私たちはどう議論を進めるべきか考える必要がある。

これまでの経緯

現在の日本の民法では、「単独親権」を採用している。現状では離婚後母親と暮らす子どもが約 8 割である（法務省「未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査（簡易版）」2021 年 3 月）。

2019 年 2 月に国連子どもの権利委員会が離婚後共同親権を認めるよう勧告を出した。法務

¹（なかぞの きりよ）北海学園大学開発研究所研究員、北海学園大学経済学部教授

²（やまざき きくの）女のスペース・おん代表理事

³（やはら きょうこ）公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

⁴（ひらい てるえ）しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道

省が共同親権の検討を始めたのは、2019年11月河合法務大臣が研究会を設けてからである。2019年には、公益社団法人商事法務研究会が主催する家族法研究会に、関係省庁の1つとして法務省が参加し、父母の離婚後の子の養育の在り方（離婚後共同親権制度の導入の可否、養育費の支払を確保する方策、面会交流を促進する方策等）について検討を行い、2021年2月に報告書が取りまとめられた。その前後に上川陽子法相が、離婚後の面会交流、親権制度についての見直しを法制審議会に諮問した。このように離婚後の親権に関わる議論は続いている。

共同親権が求められる言説

①非同居親が子どもとの面会交流や子育てに関われないという申立

厚労省の調査では離婚時の面会交流の取り決めがあるシングルマザーは24%である。非同居親が共同親権を求めて裁判を行なった例もある。2014年からは非同居親の子育ての権利が侵されていると主張し「共同養育支援議員連盟」が活動を行っている。——日本での離婚は9割が協議離婚、調停離婚は9%、裁判離婚は1%となっており、夫婦のみで離婚を決める事がほとんどである。海外での離婚において、多くの国が裁判手続きで離婚を認め、その過程で別居親と子の面会交流や養育費の支払いなどの取り決めを行い、一部の国は法的義務としている状況とは大きく異なる。また、非同居親が子育てに関わること（面会交流等）が子どもにとって良きことであると科学的に立証されているわけではない。

②養育費の不払いが減る

厚労省の調査では日本のシングルマザーの7割以上は養育費を受け取っていない。共同親権になれば、子どもに対して両方の親が責任を持つようになるため、親権を失った側の親（元夫）から養育費が支払われるようになるという考え方もある。——しかし、養育費の支払いの義務化と面会交流は別の問題である。養育費が支払われるとシングルマザーの受給する収入として認定され児童扶養手当は減額となる。

日本的な「共同親権」の課題

共同親権を検討する際には、まずもって「親権」の考え方が欧米と日本では違うという前提を知らなければならない。欧米で行われているのは共同監護であり、日常の世話を共同で行うことである。しかし、日本の親権は、子どもの財産管理等を含むものである。日本で議論されている「共同親権」はかなり広範囲な影響を子どもに与える。非同居親が子育てに関わることは、共同監護でも可能となるはずである。共同親権が子どもの利益になるかどうかを第一に考えなければならない。

2022年7月19日法制審議会の家族法制部会は、共同親権の導入と単独親権を維持する案を併記した中間試案のたたき台を提示した。8月末の会合で決定し、パブリックコメントも行わ

れる予定で、今後も議論は続く。

II 登壇者プロフィール

女のスペース・おん 代表理事・山崎菊乃

〈女のスペース・おん 沿革〉

1993 年 女性の人権ネットワーク事務所として開設

1993 年 さっぽろウイメンズ・ユニオン（現北海道ウイメンズ・ユニオン）設立

1997 年 駆け込みシェルター運営委員会設立 DV シェルター活動開始

2001 年 NPO 法人となる

2002 年 北海道より DV 緊急一時保護業務受託

2005 年 札幌市 DV 相談センター業務受託

2013 年 開設 20 周年

現在 専従スタッフ 5 人 サポートスタッフ（有償）7 人

〈業務〉

女性の人権相談業務/DV 相談及び緊急一時保護業務/DV 被害当事者自立支援業務/調査研究/
国・地方自治体への行政施策提言/講演等の啓発活動

〈北海道シェルターネットワーク〉

札幌、旭川、北見、釧路、帯広、苫小牧、室蘭、函館の 8 地域のシェルターで結成。相談、一時保護、自立支援を行う。

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長・箭原恭子

札幌市母子寡婦福祉連合会は、札幌市内の母子家庭等及び寡婦（子どもが成人したシングルマザー）に対しその生活の安定と向上のために必要な事業を行い、母子寡婦の福祉の増進に寄与するため 1954 年に創立された当事者による団体である。

親団体である全国母子寡婦福祉団体協議会は、戦争未亡人が子どもを抱え、懸命に生き抜くため自らの力をもって結成された組織であり、1964 年に「母子福祉法」を成立させ、2014 年には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律名も変わった。

札幌連は一貫して母子家庭の生活の安定と向上のために必要な事業を行っている。現在会員数は 815 名、10 区に区母連があり、それぞれ特色をもって活動している。土曜・日曜学習塾「まなトピア」は、「経済的理由で塾に行かせられない」、そんな母親たちの切実な声を受け、「本当に教育が必要な子ども達に教育の機会を」との願いのもと、2010 年 6 月独自事業として運営を開始し、2014 年 5 月からは、札幌市ひとり親家庭学習支援委託事業「さっぽろ・まなトピア（愛称）」として実施している。

しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道

任意団体として2008年に設立。専従職員はなく、スタッフは全員別の仕事に就きながら活動している。ピアサポート、自己尊重トレーニング、シングルマザー応援セミナー、支援者向けのひとり親サポーター養成講座などを開催し、必要な支援の情報が届く様に発信をしている。コロナ禍で大きな影響を受け減収のひとり親世帯が多く、支援を求める会員が増え、9月末現在で798名が登録している。食料支援として2020年2月からの2021年9月までに、延べ2,639世帯、6,759名に届けている。食品パッケージには必ず支援制度の資料を添え、必要な支援に繋がるように申請方法なども伝えている。

2019年には、以前から連携をしていた全国の団体の輪を広げ、シングルマザーサポート団体全国協議会を設立。現在は30団体で各地域の活動と合わせて、毎年行動計画を公表し、調査に基づく政策提言を行っている。

平井照枝

母子家庭の子と母、両方の立場を経験したことで、当事者の立場に寄り添った支援が必要と感じ、2008年にしんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道を設立。仕事をしながらのNPO活動ではあるが、制度の狭間で悩んでいるシングルマザーから、SNS等を通して相談を受ける。当事者の声を行政に届け、施策への意見や提言を行い、ひとり親家庭に限らず、誰もが子育てしやすく安心して暮らせるよう、ひとり親家庭への理解と支援の輪が広がる事を目指し活動している。もう一つのパラレルキャリアとして、FP、キャリアコンサルタントとして、子育て世代のマネーセミナーや様々な立場の女性から相談を受けている。

Ⅲ 講演1 講演録 当事者としての体験を通して伝えたいこと 山崎菊乃

はじめに

私には夫の暴力に耐えかねて子どもを連れて家を出た体験があります。

その後、DV被害者支援の活動に関わることになり、これまで2,000人を超える被害女性たちの支援に関わってきました。

面会交流や共同親権の問題に関わって皆さんに知っていただきたいのは、「被害者は悪意で子どもとともに避難するのではない」ということです。せっかく築いた家庭をできるだけ穏やかに維持したいと思っており、夫にも何らかの形で訴えているのです。突然、何の前触れもなく家を出るわけではないのです。

もっと理解していただきたいのは、「加害者のほとんどは自分がいかに妻や子どもたちを傷つけていたかということに気づいていない」ということです。暴力は身体的なものだけではありません。

精神的・性的な暴力にこそ、注目してください。

重大なすれ違いが放置されたまま共同親権や面会交流が論議されてはいないでしょうか。

私自身の体験を皆様にお話しすることで、子どもを連れて家を出なければならない状況についてご理解いただける事を心から望みます。

結婚生活

今、私は「女のスペース・おん」という所で、DV 被害者の緊急一時保護事業をしております。これまで2,000人以上の方と接して、お子さんや当事者の方と接してやって来ました。私自身が、多くの支援者が自分もDVを経験してっていう方が多いんですけども、私もDVを経験して逃げて来たっていう事があります。

最近ですね、先程、中園さんがおっしゃってたように共同親権という声が凄く大きくなってきたんですね。それと一緒に、これまでDV防止法が出来て、子どもを連れて逃げるっていう事が子どもの連れ去りっていうような言い方で、そして、実際に未成年者略取だとかそういった事で刑事的に訴える人も出て来ているという現状が出て来ました。だけれども、実は母親が子ども連れて逃げるっていうのはどういう事なのかっていうと、それは悪意で子どもを連れ去って、パートナーを困らせてやろうっていう事ではない訳ですね。もう命からがらな訳ですよ。そういった事を当事者や、今でも自分の話をする時っていうのはドキドキしちゃうんですけどね、もう20何年もこの仕事をやっているんですけども、自分自身の話になるとちょっとドキドキしてしまうんですけども、途中お聞き苦しい点もあるかもしれないけど、お付き合い下さい。そういった中で話を進めていきたいと思います。

私がシェルターに逃げて来たのは、1997年で、まだDV防止法も何もない頃です。私は今63歳なので、私が大学生の時だから、もう50年近く前になるのかな、半世紀位前に私は大学生だったんですね。その時に知り合った彼と結婚したんですね。元々どうやって知り合ったかというと、私達が大学生の時っていうのは、水俣病の患者さんが、昔は環境庁ですね、環境庁に座り込みに来てたりとかしていて、そういう患者さんの支援をしようという事で、私自身も公害問題とかに凄く関心があって、患者さんのお手伝い出来るのであればっていう事で、そういう支援活動を大学生の時に始めたんですね。そこで知り合った男性がDV夫だったんですね。結構、自分が正義だっていうふうに思って活動している方、女性も男性も多いじゃないですか。そういった中でとってもキラキラして見えてお付き合いを始めました。

私自身がずっと家庭の中でも、特に女の子だからみたいな事を言われず、弟と対等に茶碗洗いも順番にしたし、それから、女の子なんだから大学に行くとか、女の子なんだから理科系に行くとも言われず、自分の好きな化学の学校に行つてというような、そういう事をして、伸び伸び育ってきちゃったんですね。そこで付き合った彼、今思うとDVのチェックリストで✓、✓、✓って付くような人だったんです、付き合ってる時も。凄く嫉妬深くて、私がちょっと男の子と楽しそうに話していると不機嫌になって。どうして不機嫌になってるか分から

ないんだけど、「どうしたの」って聞くと、「自分の胸に聞け」みたいな事を言う人でした。そういうのって、私の事をとってもとっても大好きだからそうなのねって思って4年間付き合って結婚しました。

初めての暴力

私は対等に付き合ってる気持ちでいたんですけども、結婚したのと同時に彼の態度が変わって来たっていうのかな、私に対して1つ1つ監視みたいな、自分の気に入らない事があると、自分の思い通りに私が動かないと不機嫌になるようになってきちゃったんですね。

もう直ぐ、結婚してほとんど直ぐに長女が生まれたんです。そういう態度の彼で、どうしたのかなって思ってる時に出産になって、実家で里帰り出産をしたんですね。里帰り出産をして、それで1ヵ月位実家で面倒を見て貰って、新生児を連れて帰る時に両親がお米を持たせてくれたんですよ、10kg。たった10kgですよ、1斗とかじゃくて10kg持たせてくれたんですね。そしたら、そのお米を見た彼がですね、「ふざけやがって、俺をバカにしてる」って言って、お米を実家に送り返しちゃったんです。

それでその夜、私が子どもの、新生児の横で寝ていると、何も言わずにいきなりの私の顔を殴りつけて来たっていうのが最初の暴力でした。理由は、「俺をバカにしてる」っていうのが一言。お米を送って貰う事が何故バカにしているのか良く分からなかったんですけども、彼なりの1つのプライドっていうのかな、米なんか送りやがって、俺の稼ぎがないと思っているのかみたいな感じで思っていたのかなって、今思うと思うんですけども。その時、鼻血で布団が真っ赤っ赤ですよ。そういう状態にされて、「私はもうあなたとは暮らせないので、赤ちゃんと一緒に離婚します」って言ったんですね。そしたら彼が土下座したんですね。「御免なさい」って。土下座をして謝って、私に「離婚する位なら死んだ方がましだ」とか、オイオイ泣いて土下座をし始めたんです。それを見て、子どもも生まれたばかりだし、彼もこんなに反省してるんだからと思って、やり直そうと思いました。

だけれども、1度そういう身体的な暴力を振るわれてしまうと、夫婦の関係がどうなるかっていうと、もうそれは対等な関係ではなくなってしまうんですよ。また同じ事が起こるんじゃないかか、彼が暴力を振るわないためにはどうしたら良いだろうかっていうのが今度先に立っちゃって、彼の顔色を見ながら生活をするっていうのが始まりました。そして、その次に、ほとんど年子でまた女の子が生まれたんですけども、彼は育児とかに一切関わってくれなかったし、私はとっても孤立しているような感じがしました。

転居

私達は東京で結婚していたんですけども、彼は旭川出身なんですね。それで、彼がいきなり「旭川の両親が年を取ったから帰るぞ」って言い始めて、いきなり旭川に行く事になったんです。私は右も左も分からない所だったし、それでも北海道ってちょっと憧れもあったんで、

北海道の暮らしも良いかなって思って付いていきました。

夫の暴力

ただ、それでも夫との関係ってというのは、いつもいつも凄い緊張関係にあって、夫が不機嫌になるとヤバイと思って、夫が不機嫌になる前に、こうやると不機嫌になるんじゃないかと思って、先に先に色々やってしまうんですね。それが当たり前になっていて、それで私はもう精神的には凄く疲弊していました。

私は、夫が怒る時って必ず「私が悪いからだ」って言われていたんですね。例えば、夫がセロテープを使おうとした時にセロテープが無かった。「何で無くなりそうなのを買っておかないんだ」っていう事で凄く責められたりとか。夫が鍵を忘れて家を出て行ってしまっただけで、それで私が外出してしまっただけで、夫が家に入れなかった時があったんですね。「何で俺が出かける時に「鍵持った」って一言言えないんだ」っていうような。本当にそうなんです、DVの家庭って。そういうふうにならざるを得ないと言われてきたもんですから、私が悪いと思っちゃうんですね。

それで、夫が旭川で家を建てるっていう事になったんです。新築するっていう事になって、凄く夫が張り切って、自分で設計図なんか書きちゃったりとかしてやってたんですね。そういった時に、段々だんだん「きれいな家に対してそぐわない事をするな」って、私に言い出したんです。例えば、広いテラスを作ったもんだから、私は嬉しくなって物干し竿を買って、お洗濯物を干そうと思ったり、お布団を干そうと思ったりするんだけど、「美観を損なう」って言って、「何でこんな物を置くんだ」って言って、「お前の美的センスは狂っている。くるくるパーだ」って言われて、それで物干し竿を全部捨てられちゃったんです。

私ってバカなんだって思ったんです。こんな事した私が悪いんだっていうふうに思って暮らしていました。段々そういうのが高じて来て、私も私が悪いと思っているから、夫もどんどんどんどん凶に乗って来るっていうの、エスカレートしてくるんですよ。

ある日は、何かの事で身体的暴力が始まりました。それは本当に些細な事なんです。夫がお弁当を持って行くっていうのでコロッケをおかずにしたんですね。コロッケをおかずにして、調味料としてソースがたまたま無かったから、ケチャップを添えたんです。そしたら、夫がお弁当に手を付けずに帰って来て、「何でケチャップなんだ、お前バカじゃないのか。俺をバカにしてる」って、ケチャップを入れてバカにしてるって言われちゃって、それで髪の毛を掴んで床に叩きつけるような暴力を振るようになったんです。

一度、その箍が外れると簡単に手を出すようになるんです。それに対して私が抵抗しないもんだから、益々暴力がエスカレートしてくるようになる訳ですね。子ども達の目の前でもやっていたし、その時まだ、長女と次女は小学生だったんです。例えば、「明日は動物園に行こうね」って約束をしている。子ども達は嬉しくてリュックサックにおやつ入れたりとかして枕元に置いて寝る訳ですよ。でも、次の日の朝、車で出かけようとした時に彼が機嫌が悪く怒りま

くっていて、「早くしろ」とか言って、私達が乗り終わらないうちに、ドアを閉めてないのに車を発進したりとか、運転が急ブレーキ急発進、そういう凄惨な運転も荒くなるという事で、全然楽しくなくなっちゃうんですね。そういった事で、その日の気分で楽しみにしてたものが台無しになるっていう事を子ども達はたくさん経験しました。

とにかく子ども達と私は、いつ彼が爆発するか分からないので、いつもいつも怯えてドキドキしていた。でも、私は私が悪いのかなって思っていたので、それじゃちょっとアサーティブっていう、私の表現力が悪いのかもしれない、もっとアサーティブに彼に接すれば彼は違うのかな、自分が変われば良いのかなと思って、アサーションの講座に行ったりなんかしました。でも結局、彼は何も変わらなかった。最終的には、私は何をやったかっていうと、毎朝、仏壇の前に座って、「今日、彼の機嫌が悪くありませんように」って、真面目にお祈りしました。本当にこれがね、私と同じような経験をしてる人が本当にたくさんいます。それで、私はあまりにもどうにもならないので、友達を介して、「私はあなたと対等に接したい」という事を、友達を間に入れて話をした事があるんですね。そしたら彼は、「俺をつるし上げた」って言って、もっと暴力が酷くなっちゃったんです。

子どもの状態

そういった中なので、子ども達が「お父さんが大声を出すと勉強が手に付かなくなる」とか、後から聞いたんだけど、娘はお父さんが大きい声を出すと怖くなって、手をコンパスの針で傷付けちゃったりなんかしてたんです。そういうような事をしていました。その時もう長女が中3だったんです。次女が中1だったんですね。もうちょっと子ども達が学校を卒業するまで、私が我慢すればいいやと思って、何とか我慢して子どもだけは学校を出そうと思っていたんです。

その時に、子ども達がどれだけ傷付いているかっていう事までは及ばないんです、もう自分の事でいっぱい。もう彼を爆発させたくないから、子ども達にまで気が回らなかったっていうのが事実です。

そういう時に、また彼が何かの原因で、いつものようにって言ったらおかしいけど、髪を引っ張って床に叩きつけるって、いつものパターンなんですけども、そういうふうによって私に馬乗りになって首を絞めてた事があったんですね。私は早く終わんないかなくらいにしか思っていなくて、そしたら長女が台所に走って行って、包丁を持ち出して来たんです。「お父さん止めて」って言って、父親に向かっていったんです。それをどうやって止めたかも覚えていないんですけども、それを見て、私は間違っていたっていうふうに、ザバッと水を浴びせられて、これは逃げないとダメだって思いました。

逃れる決意

丁度その時に、1997年だったので、「女のスペース・おん」のシェルターが出来たばかり

だったんですね。シェルターがあるっていう事で、シェルターに逃げる事にしたんだけど、それでも、その前にも友達に相談してたので、「シェルターがあるよ」って教えてくれてたんだけど、なかなか決断出来なかった。

まず、ひとり親にして良いんだらうかって思ったし、それから、経済的にもやっていけるんだらうかっていうのが凄く大きくて、だから、全てを捨てて今シェルターに逃げてくる人は皆そうなんだけど、仕事も辞めて学校も転校させて、直ぐどっかに行くっていう事は、例えてみると、夜の海に飛び込むような感じ、そういう感じだったんですね。なかなか決断が出来なかった。そんな経験をしながらグズグズしている内に娘が包丁を持ち出したっていう事があって、逃げる決意をしました。

シェルターでは、子ども達は、当然ですよ、転校する訳ですよ、それもお友達にサヨナラも言えないで。私がそっと支援者と一緒に学校に迎えに行って、学校の先生には事前に相談して話してたので、授業中こっそり抜け出しまして、子どもを車に乗せてそして失踪してしまっただけという感じなんですね。だから、子ども達のお友達も、急にいなくなっちゃっただけになっちゃった。「ごめん」「ありがとう」「さようなら」も言えなかったっていうのが子ども達です。なので、子ども達も夜になるとシェルターで友達に会いたいって泣いていたんです。

それで、シェルターに入って、弁護士さんをお願いして色んな事が整って、シェルターから出てアパートを借りて自立したんです。その時に私は1番最初に何をしたかっていうと、当時、携帯電話ってなかったんですよね。だから、NTTの権利を買ったんです。8万円出したかな。昔、電話を引くのに権利を買ったんです。若い人知らないでしょ。権利を買わなきゃいけない。それをしたんです。

何故かっていうと、夫が来たら110番通報しようと思っていたから。それ程怖かったんです。お巡りさんに助けて貰おうと思ったんです。電話を引いて、やれやれと思っていたら、丁度、お巡りさんが巡回調査で私達の家庭、家族を調べに来てくれたっていう事で、「こうこうこういう事情があって、今逃げ隠れてるので、夫は搜索願を出しているのだから夫に知らせないでね」ってお願いしました。そしたら「大変ですね」ってお巡りさんは帰って行ったのに、その3日後に実家の母から電話があって、「警察から電話があった。搜索願が受理されて、私の居所が分かったのだから夫の方に電話をしたら、たまたま居なかったからお母さんに電話しました」っていう電話が母に入ったって連絡が来たんですね。

私もびっくりして、慌てて交番に走って行って、「もしも夫に搜索願の受理をして、私の居所を教えたら、もしかしたら殺人事件が起こるかもしれないんですよ」って、そういうふうに警察に抗議したんですよ。そしたら、彼らの言う言葉は「そうなった時に110番通報して下さい」って言われたんです。「これは決まりですから、制度ですから」って言われました。ああ、そうなのねって、法律がないとそうなのねって思って、その時に凄く私はDVっていうのは夫婦の個人的なものじゃないんだと、社会的なものなんだ、法律を作んなきゃダメだよっていうのは思ったんですね。凄くそういった意味では法律の成立っていうのは大事だなって思って

います。

面会交流と共同親権

その後、面会交流が始まる訳ですね。弁護士さんが間に入って、1回目は弁護士さんと一緒に会って、住所なんか言わないようにっていう事で始まったんですけども、段々、子ども達に会わせる、子ども達と彼だけを会わせるっていうふうになって来ると、当然、上手に大人って質問するので、「どんな景色があるの」とか、「小学校の先生の名前何なの」って、そういった事で住所が分かっちゃうんです。

面会交流が始まる＝住所が分かるっていう事なので、それで彼が押しかけて来た事があります、住所が分かっちゃって。もの凄い怖い思いをしたんだけど、もう引越す訳にもいかないし、だから後はもう毅然と対応するしかなかったし、それで私も気持ちが強くなったっていう経験があります。

被害者として私が訴えたいのは、共同親権になって非監護親も介入するようになると、DVで逃げ隠れている人達の住所が全て分かって、せっかくDV防止法があるのに、それはなし崩し的に壊されてDV被害者の安全が無くなってしまうという事が起こる訳です。ですので、これは身体的暴力がなくても精神的な暴力も凄く大きいです。もう色んな裁判をして、果てしなく裁判をして嫌がらせをする人がたくさんいますからね。そういった中で元パートナーの意見を聞きながら子育てっていうのは、もう子育てをするお母さんにとっては、「死ね！」と言っているようなものだっていうふうに感じています。ありがとうございました。

Ⅳ 講演2 講演録 DV被害を受けた女性や子どもたちに必要な支援 箭原恭子

団体概要

札幌市母子寡婦福祉連合会理事長、箭原と申します。本日はこのような機会を作って頂きありがとうございます。通称札幌母連の紹介は別紙に書いてございますので、後ほどご覧頂けたらと思います。ちょっと座らせて頂きます。私共10区に区母連というのがございまして、10区の中に10～15家庭位の単位会というのがございます。顔の見える相手というか、そういう単位で繋がっているという形になっています。札幌市母子寡婦となっていますけど、札幌市から補助金を貰っているとかは一切ないです。ただ、札幌に拠点があるという事で名前が付いているだけです。当事者団体として、DVの被害から逃れてきたその後の生活とか、特に子どもについて聞いたり援助したりしていますので、その所で話させて頂きたいと思います。

DV被害者の背景とその後の生活の差

DV被害にあって、生活を立て直そうとする場合に、その後の生活の回復に時間がとても必要な場合と、比較的回復しやすい場合がございます。支援が得にくく、回復に時間を要する

ケースとしては、虐待やDV家庭で育つ等、実家や親戚、友人との関係が薄い場合、病気・障がい等がある、元々生きづらさを抱えている場合等が長引く傾向があります。

十分なケアの機会がなければ、子どもの成長後、さらなる被害者・加害者を生みかねない要素をはらむ様にもなり得ております。支援が受けやすく回復がしやすいケースといたしましては、実家や相談できる人間関係がある。就労経験や経済力がある場合等です。山崎さんが逃げる時に考えたのも経済的なものがくると思います。特に子どもを抱えている場合、こちらも、初期からの丁寧で中長期的な継続的支援があつて初めて回復に向かいます。支援が得にくく回復に時間を要するケースなのか、支援が得やすく回復がしやすいケースなのかは、支援を始めてみないと、つまり、その当事者と一緒にいないと、どちらのケースか見えてこないのです。

子どもの心身への影響

また、初期からの支援を、しっかりとしていかないと、多くの場合、子どもへの影響が見られるようになってしまいます。子どもの心身への影響としては、行動への影響、感情への影響、価値観への影響など、自己肯定感の低さをあげることができます。

これらの影響は、しばしば発達障害と混同されたりする事がございます。元々発達障害ではないのですが、行動が多動だったり落ち着きがなかったりという事で、「この子は発達障害なんじゃないの」というふうにラベルを貼られてしまうのですね。

そうすると、その後のその子の成長が全く違う状態になってしまいます。その子が、自己肯定感があまりに低くて、上手く人間関係が形成できない状態になっている。そこを支援者はちゃんと見ていかないとなかなか難しい。回復には中長期的な切れ目のない支援が必要不可欠ですが、子どもの心身への影響は、子ども本人の自覚以上に影響を与えている事が多く丁寧な支援が望まれます。

つまり、自分が分からないんですよ、分からない状態で色んな事をしてしまう。暴力に訴えてしまったり、こもってしまったりと。それがどうしてそうなるのかというのは、本人も分からないという所に大人の支援がとても必要になっていきます。子どもに対しては、専門的・多角的な視野からの独自の支援策が必要であり、暴力の連鎖は必ず起きる訳ではありませんが、ケアがなければ連鎖が起きてても不思議ではないと思われます。ここで発達障害と本当にラベルを貼られてしまうと、その子のその後の人生が決まってしまうので、ここは丁寧にしていきたいとつくづく思っております。

暴力を経験した子どもに必要なこと

暴力を経験した子どもに必要な事として、例をあげてみます。

- ・聞いたり見たりした暴力は、話してもいいことを伝える
- ・子どものせいでは、暴力があつたのではないことを伝える

- ・暴力行為は悪いことだと教えるが、加害者を否定しない
- ・子どもが加害者に対して抱いているさまざまな感情を受け入れる
- ・対等な人間関係、男女の関係のモデルを示し、尊重して扱われる経験を重ねる
- ・怒りの感情を含むさまざまな感情を尊重する
- ・怒りを暴力以外で表現する方法を知る、など

これらの事を学ぶために、母子が一緒に通って別々にグループ活動に参加する「母子並行心理教育プログラム」の実践は、多くの所で効果を上げております。札幌連ではまだ、取り組んでおりません。

武蔵野大学心理臨床センターの取り組みがとても読みやすく良く分かるようになっていきます。被害女性と子どもの視点に立った母子関係の再構築が、このプログラムで行われます。母親と子どもが同時に学ぶ事の効果が大きく、安全で安心な場の体験や、グループでの話し合い、ワークの体験が自己肯定感を高めていきます。働くようになった母親と学齢期の子どもが継続的に毎週通ってくる事は実際には大変です。場所やスタッフの確保、また時間のかかる内容ではありますが丁寧な支援はさらなるDV被害、加害者を生み出さないための最善な方法だと思います。このプログラムの中では、自分自身が大切な人である事とか、暴力を振るわれる必要はない人間だという事をワークの中で学んでいきます。

そうすると、本来の自分の力の素晴らしさを取り戻したり、自分自身の感情をこうだったとか、こうやって出して良いんだという事を取り戻したり、健康な心と体を育むようになり、対等なコミュニケーションスキルを学ぶようになります。DVの所って、主従関係が完全に出来ているんですよね。それが本来だっけと子どもは学んで来ちゃうんです。そうじゃないよ、対等で良いんだよ、お父さんお母さんにもバンって言って良いんだよっていう所を出せるまでこのプログラムを続ける事が大事なんです。なおかつ、子どもだけでなくお母さんもそういうものを学んでいく。2人で学んでいく事が大事なんです。最初はお母さんとお話してできなかった子どもが、何ヵ月か続けていくと、「今日のプログラムでこんな事をやったんだよ」という話が出来るようになった事例が結構あります。そこまでいけると本当に良いのですけど。

子どもの支援 ―野田市の事件を二度と繰り返さない―

DV被害にさらされた子どもは、「被虐待児」という位置付けのもと、地域の各機関で情報共有をして安全の確保、長期的な見守り、具体的なケアが必要になります。札幌市でも、児童虐待防止対策推進本部会議が設立され、市長が本部長です。児童福祉部会で話し合われた結果、児童相談システム（児童相談）、家庭児童相談システム（家児相）、母子保健システム、この3つは元々あったのですが、やっと相互に情報閲覧と検索機能が出来るようになりました。リスク評価を行い、データを集約する子育てデータ管理システムという所に統合されたので

す。この中には虐待の種別に関する情報も連携項目となって記載されるようになりました。これからどうやって運用していくのかという所にやっとかぎつけた所です。

システムは家児相もあったし、児童相談もあったんですが、繋がってなかったのです。普通に考えて、「えっ」って思いますでしょ。やっと出来て良かったねって所に行った方が良いとは思いますが。

子どもの被害の大きさを周りの人達が認識して、被害の外在化を図るのはとても大事です。それって「やられたのはあなたのせいじゃないよ」という事を周りで言ってあげるのはとても大事なんです。子どもの場合は学校に行けなくなったり、学習につまずく等、また、環境ががらりと変わった場合には、なおさら自分を出せなくなったり暴力に訴えてみたり、出方は本当に様々になりますので、専門性を持った人の介在が必要不可欠であり、その上で、周りの支援が必要になってきます。

DVに長期にさらされた場合、中長期的な支援が必要とずっと言っていますが、一時保護所の次の場所、札幌市ではステップハウス⁵を設けております。山崎さんの「女のスペース・おん」で運営されていますが、1カ所でございますので、場所も人員もさらなる増員が必要だと思います。それと、ステップハウスの契約は1年毎なんです。ステップハウスでの生活が長期になる場合、半年から1年位なんですけど、そこで終わってしまう。支援をここで止めるのは、問題をそのままそこに積み残す事になるんですね。継続が出来る場所の提供が必要ではないかと、札幌市へ要望しています。

第3次札幌市児童相談体制強化プランに、今回初めて母子生活支援施設⁶の活用に向けた連携強化が記載されました。しかしながら、この施設はひとり親家庭の自立支援施設であって、DVに対応している訳ではないので、ステップハウスとして使用するには多くの課題があり、直ぐに出来る事はありませんが、記載されたので、今後使っていきたいと思っています。より良い方向に整えて貰えば良いし、私達も整えて貰うように働きかけていくのが良いんじゃないかと思っています。

札幌市の子どもの支援 ―学習ボランティア事業―

ひとり親家庭の学習ボランティア事業です。ひとり親家庭の子どもでないと通えませんが、各区に配置しているボランティアリーダー、こちらは当団体の会員さんがやってくれま

⁵ 一時保護施設を退所した被害者などが、指導員などから生活などの指導や助言を受けながら、自立するまでの間（数か月間～1年くらい）居住する施設

⁶ 18歳未満の児童を扶養している母子世帯又はこれに準ずる事情にある世帯で、生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に、入所することができる施設です。各施設には、母子室（世帯ごとに独立して生活できる空間）、集会室、学習室等を備えており、母子支援員、少年指導員、保育士、嘱託医（非常勤）等が、自立に向けて、生活の場であればこそできる日常生活支援を提供します。（「さっぽろ子育て情報サイト」<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/hitorioya/1347.html>）2022年3月現在、札幌市内には5カ所の母子生活支援施設がある。

す。親御さんと子どもさんと、まず面談をして、ここに通える、大丈夫かという判断とか、この子にはどういう配慮が必要なのか、話し合ってから通って貰うようにしております。事前登録とボランティアリーダーの配慮によって、「この場所へなら通える」といっているお子さんもいらっしゃいます。安心できる場所は子どもにとっても大事です。また、親にとっても、何でもない事を気軽に話が出来るというのはとても大事な場所になっています。

札幌市ひとり親家庭支援センター事業（札幌市指定管理者）

母親にとって安心して相談できる場所はとても大事です。こちらはひとり親家庭支援センターの中で、就労相談、一般相談、父子相談、法律相談、心療相談も行っております。ベテランの相談員が根気よく丁寧に対応しております。

この中には「逃げたいのだけど、どうやったら良いか」とか「どこに行けば良いのか」等、電話をして来る人もいます。その時に話せるだけの時間がある場合、ゆっくり相談に乗れる場合には相談員さんが丁寧に相談に乗ります。「直ぐ逃げたい、どうしたらいいの」など緊急の場合には、警察に直ぐ連絡します。ご自分で外出できる、警察に行かなくても何とか逃げられるようでしたら、家児相の方に連絡、相談して、どうするか決めたりします。この辺はベテランの相談員さんがきめ細やかに対応しております。

父子相談を受付けているのは、札幌ではここだけです。相談内容は、お金の問題が多いですね。

ひとり親家庭への生活支援・子育て支援事業

ひとり親家庭の支援事業を説明します。札幌市から委託事業としてひとり親家庭等日常生活支援事業があります。朝8時から夜10時まで利用が可能です。ただし、年間・月間の利用条件があります。私共の団体は自主事業として生活支援サービスを行っております。これは日常生活等支援事業で対象とならない送迎や家事支援を、1時間800円で受けております。ただし、支援員の支払いは1時間900円プラス交通費を払っているの、支援サービスをやればやるだけ赤字になるのです。800円もらって900円払って、その上交通費を払っているの結構大変なのですが、ひとり親家庭の手助けが目的なので何とか頑張っています。

「ほりで一まむ」は休日託児ですが、幼児は1時間480円、小学生は1時間420円で預かっています。3人とか4人来てくれれば何とか時給900円の支援員さんにお支払いできるのですが、1人とかいう場合には完全な赤字でおこなっています。「ほりで一まむ」は、お仕事だからとか言わないんですよ、リフレッシュでも良いです。「美容院に行きたい時に預けても良いですよ」というと、「え、良いんですか」というお母さん達が結構いて、「良いの、良いの使って。寝に帰っても良いんだよ」と言うと、凄いホッとした顔をされるんですよね。その顔を見るだけでもやっている意味があるのかなと思っています。

母子生活支援施設らぎく荘の施設長がこんな事を話してくれました。就職して生活を立て

直して巣立っていく家族を送り出す施設長としては当たり前のお仕事です。巣立った家庭の子どもが「高校に進学したよ」顔を見せてくれたそうです。職員に「わー、懐かしいね」とか「元気？」とか言われて。そんな光景を見て、良かった、元気でやっているんだと思って見たら、その子が帰り際施設長に「ねえ、ここに戻って来るにはどうしたらいいの」って、さらっと聞いたそうです。多分その子は色んなものを抱えていたと思うんですけど、施設長もその意味が凄く分かったので、そこで何か言ったらダメだと思ったから、「いやー、ひとり親にならないとここに入れないしさ。いいから、何時でも遊びにおいでよ」と言って帰したそうです。あの子は色んな事を抱えて思っているのだろうな、何とも切なかったとお話してました。理不尽な事によりDVで逃げて来た親子にとって、全く違った場所や環境、新たな人間関係を築かなくてはならない状況を行政や支援者、または周りの人達で支えていく事が本当に大事だと思います。

面会交流について

現在の家庭裁判所の実務では、子の健全な成長に有益であるとの考えのもと、原則として面会交流を認めるべきとする、この原則的实施論、これを直ぐ裁判所は言うのです。子のためと言うのですが、お母さんはその子から私の居場所が分かるんじゃないとか、悶々とする訳です。それを子どもは何となく肌で感じて、そうすると子どもに2次3次の被害が出てくるという事を裁判所はどうやって考えているのかなとつくづく思うのです。

平和的に別れた方は良いですけど、そうじゃない場合というのがあって、そこはちゃんと見て話して状況を確認してからの面会交流ではないのか。面会交流をする場合には、お母さんがしっかりと地に足がついて、自分の力で生活してないと面会交流できないですよ。どんなに子どものためと言っても、子どもはそのお母さんと一緒にいるのです。

さっきの「母子並行心理教育プログラム」の中に、子ども達で色々話をしていて、暴力ってどういう事だと思うかのカリキュラムもあるんです。暴力はいけない事だとか痛い事だとか話していたら、1人の男の子が一切しゃべらなくなった。凄く気になり支援員さんが後からその子に「どうしたの」って聞いたら、「お父さんのことを悪く言った」と。お父さんの話なんて一切してなくて、暴力の話をしてたんですよ。だけど、「暴力＝お父さん」なんです、まだその子の中では。そうすると、暴力はいけないとか悪い事だとか痛い事だというと、お父さんを非難した事になるんです。「そっかこの子はまだそこに留まっているんだ」という所に辿り着かないと、こういう状態もあるのだから面会交流を子どものためなんて、軽くは言えないです。その辺を声を出して大きくしていかなきゃいけないのかなと思います。

弁護士の池田先生がひとり親家庭支援センターの「養育費・面会交流セミナー」で「20歳まで交流を継続できる方法を設定できないと子どもは2度捨てられる」とおっしゃった。本当にそうだなと思いました。途中で面会交流を止めるとか大人の勝手でしょ。子どもは継続的と思っていたのに、非同居親から「もういいよね」とか言われたら、その時に言い返せない。そ

ういう事をやっっては大人としてダメだということを皆で勉強していかなければと思います。

以上です。ありがとうございました。

V 講演3 講演録 DVによる別居中・離婚前の困難と支援について 平井照枝

しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道の平井と申します。私の方からは、DVによる別居中の方とか、離婚前の方ですよね、その方の困難とかについてと、面会交流についてのお話をさせて頂こうと思います。

団体紹介

団体は2008年に立ち上げましたが、そろそろNPO法人にしなくてはと思いながらまだ任意団体で、準備もしていこうかなという所です。私達は専従職員がいなくて、拠点もない。今、札幌市民活動サポートセンターに事務ブースを置かせて頂いてますけども、そこも来年の3月には出なくてはいけないので、今、事務所を探そうかな、借りようかなというふうに思っている所です。

私達は専従職員がいないので、色々な団体さんに協力して頂いて活動をしております。本当に小さな団体ではあるんですけども、そこを頼って本当に道内各地から相談が来ます。

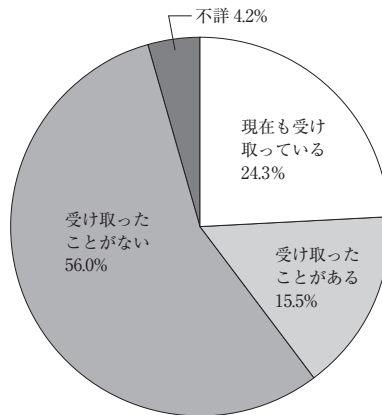
特にコロナ禍になって本当に直撃を受けたのがひとり親です。本当に長年相談を受けていて、今までも食べ物を買えないという相談は年に数回はありましたが、ここまでかという位の本当に大きな影響を受けて、それで私達はフードバンクではないですけども、多くの皆さんにご協力を頂きながら食料支援も続けてまいりました。

私達は、シングルマザーが一時、自己否定をしたりとかひとり親になった罪悪感を抱えたりするんですけど、本当は力を持っている人達なので、本来の力が発揮できるようなそんなようなサポートができたかなというふうに思っています。先日、NHKの「ジェンダーサイエンス」という番組で、生理による経済の影響が約4,900億円と聞きましたが、私はDVによる被害はもの凄いのと思います。さっき、山崎さんや箭原さんがお話して下さったように、それによる損失は本当に大きいのではないかと、そういうふうに思っています。食料支援の件数（延べ2,743世帯6,980名）ですけども、平時から厳しい暮らしの方が更に減収になり、怪我して応急的に絆創膏を貼っているような状態で、そうではなくて本当に根本的な事はどうなんだっていう事を行政や国には伝えたいと思うのですけれども、なかなかやはり十分な支援は足りず、まだまだ食料支援を続けていかなければいけない状況だと思っています。

ひとり親世帯の現状

ひとり親世帯の現状なんですけれども、相対的貧困率は48%で2世帯に1世帯が相対的に貧困という事になっています。北海道での食料支援の時にアンケートを取りました。そうする

図1 母子世帯の母の養育費の受給状況



出典：厚労省「H28 年度全国ひとり親家庭世帯等調査結果報告」より登壇者作成

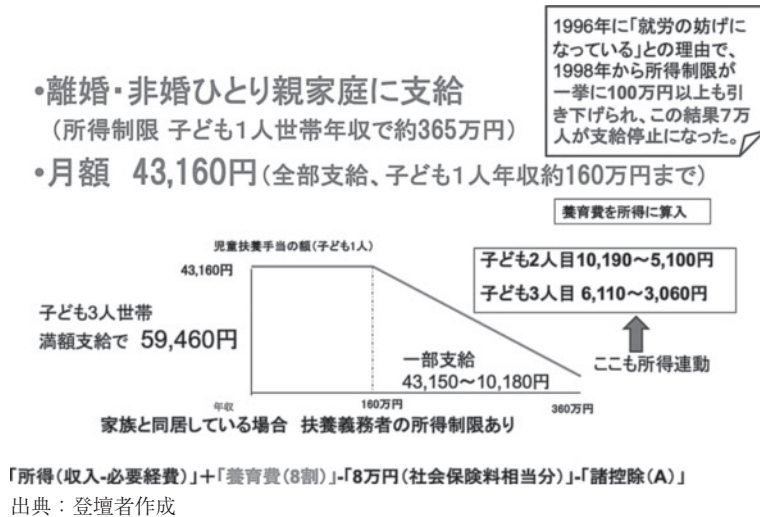
と、本当にもっと、全国調査とかでは正規雇用の率とかは高いですけど、今回は4月～6月にかけての調査ですが、これは児童扶養手当を受給している方だったので、正規雇用率は2割位でとても低い状態だったのと、減収があったというのは7割近くで、そして公共料金などを滞納したとの答えもあり、家賃の滞納が1割位もありました。通信費の滞納もやはり、スマホは本当に今、情報源で、仕事や色々な事がそこから繋がるものなのに、それを滞納して使えなくなることは、本当に孤立化してしまっているなという事でした。

一方で、色々な制度、緊急小口資金だったりとか、ひとり親世帯の貸付金などがあるのですけれども、その制度がなかなか伝わっていないし、条件が厳しく使えない。そして、これらは申請する時は借金なんです。そうすると、お金がないのに借金するのが怖いみたいな感じで、一括免除の詳細も国が発表しなかったために、随分最初の方は利用が出来なかったのですけれども、私達は申請書類と申請用の封筒に切手も貼ってお届けする事で、何とか利用された方々も増えたのが現状です。

図1のように、養育費の受給率は24.3%なんですけれども、多分、コロナ禍で調査したらまた下がっているのかなと思ったりもします。自分の収入は変らなかったけれど、養育費を払う義務者の、要するに元夫ですね、その収入が減ったから養育費が止まったとか減額されたという相談がとても多かったです。

だけどこれですね、実は面会交流の方が実施率が高いんですよね。という事は、会ってるけれど養育費は払っていないってような状況もあります。先程、中岡先生からお話があったのですけれども、図2のように、ひとり親の命綱である児童扶養手当なんですけれども、子ども1人の場合ですが、わずか160万円の収入で減額されてしまいます。よく大きく勘違いされているのは1人43,000円位なんですけど、2人いたら80,000円出るんでしょ、3人いたら120,000円出るんでしょというふうな思い違いをされる事があるのですけれども、そうでは

図2 命綱の児童扶養手当



なくて2人目は約10,000円、3人目は約6,000円という事で、3人いても約60,000円位の支給になります。

先程説明したように、養育費の8割が収入とされます。ですから、収入の低い方が養育費を受け取っても児童扶養手当で減額されてしまうんですね。

養育費って子どものためですね。だけど、何年前ですか、養育費が収入に算入されるように、以前は違ったのですけれども、そういうふうになってしまいました。なので、国としては子どもの分の養育費が入ると社会保障費が減りますよね、だから、一生懸命受け取りの拡充をしているのかなというふうに思います。

でも、やはりですね、一定程度、児童扶養手当の所得制限を越えてる人は養育費を受け取る事でその部分の収入が増えますので、やはり養育費っていうのは別居親の責任だと思いますから、これはきちんと支払って欲しい。日本は全然罰則とかもないし強制とかもないし、国が立て替えるという制度もないのですけれども、今、調停とか裁判であれば、調停書に養育費が月いくらってなるので、相手がちゃんとしたって言ったら変ですけど、給与所得者だったら強制執行が出来ます。出来ませんが、やっぱり相談が多いのは自営業だったり、非正規だから元々払えないみたいな感じで、結局受け取れないと言うような事もあります。なので、一時的に国が立て替えて、そして、国が徴収するような形を取ってくれたら良いと思うし、一方で、払う側のモチベーションとしては、税控除とか受けられると払い続けるということも考えられ、本当はそうでなくても自分の子どもだからちゃんと払って欲しいのですが、そのような税制的な事の見直しも必要なのかなと思っております。

図3 未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査

Q9 あなたの父母が不仲になった原因は何でしたか。現時点の認識で答えて下さい。(MA)

	性格の不一致	身体的な暴力	精神的な暴力	借金	失業	働かない	子育てに協力しない	家事に協力しない	子に虐待する	親族関係(相手の親族との折り合いが悪い)	異性関係(浮気)	生活費を渡さない	浪費	家族に対する思いやりがない	アルコール依存	ギャンブル	その他	わからない	回答者数
数	266	124	107	133	42	62	88	79	38	60	134	58	84	96	41	57	16	66	672
率	39.6	18.5	15.9	19.8	6.3	9.2	13.1	11.8	5.7	8.9	19.9	8.6	12.5	14.3	6.1	8.5	2.4	9.8	

Q13_2 あなたは、父母が別居をした当時、どのような気持ちでしたか。(MA)

	悲しかった	ショックだった	状況が変わることが嬉しかった	ホッとした	怒りを感じた	割り切れなかった	自暴自棄になった	将来に不安を感じた	経済的な不安を感じた	恥ずかしかった	その他	特になし	回答者数
数	228	182	67	87	58	62	37	98	68	45	16	111	609
率	37.4	29.9	11.0	14.3	9.5	10.2	6.1	16.1	11.2	7.4	2.6	18.2	

出典：法務省「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」(2021年)

「別居中・離婚前のひとり親家庭」のDV経験の有無

肝心の別居中のひとり親の状況なんですけれども、別居中の方のアンケートを取った場合ですけど、7割超の方がDVを経験していました。しかもですね、DVって、身体的なDVだけではなくて9割は精神的なDVだったりとか経済的だったりとかです。なので、複合的にDVを受けているという状況です。

図3は法務省で行った未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査です。両親の不仲の理由は〈性格の不一致〉が1番多いんですけども、枠の中では、実は〈身体的な暴力〉、〈精神的な暴力〉、〈借金〉、〈子に虐待する〉、〈生活費を渡さない〉とか、〈ギャンブル〉とかというDVも多いですね。〈失業〉は違いますが。

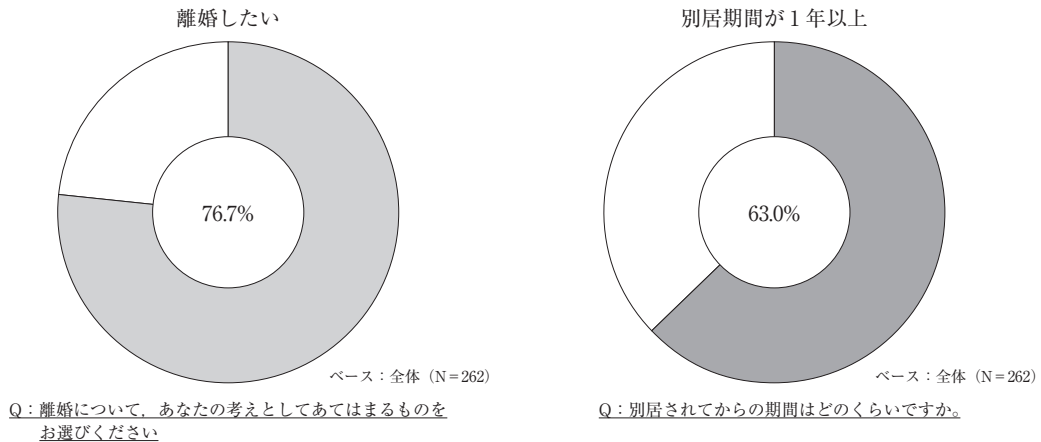
そして、お子さんに質問してますから、あなたは父母が別居した時どのような気持ちでしたかっていう事は、もちろん〈悲しかった〉、〈ショックだった〉っていう回答が多いですけども、その理由には転居や転校がということもあるのではないのでしょうか。

精神的な暴力や身体的な暴力があったってことを子どもが認識している家庭では、〈ホッとした〉とか〈状況が変わる事が嬉しかった〉っていう回答が1割以上あります。

先程、山崎さんも話されたようにDVによって家を出るっていう事は、本当にそれまで築き上げてきた地域の関係性だったり、学校のママ友だったり自分の仕事だったり、あるいは本当に親族でさえも関係性を絶たなくてはいけない事なんです。だから、本当に様々なものを断ち切って逃げなくてはいけないっていうのが実情なんです。そして、子どもを置いていけませんよね、普段自分が監護している世話をしているんですから。それをやむなく家を出るっていう状況が、ただ単に、離婚して自分が親権を欲しいから、子どもを連れて家を出たんだという

図4 「別居中・離婚前のひとり親家庭」の別居状況

7割以上に離婚意思があり、6割以上が1年以上別居状態



出典：しんぐる・まざあずふおーらむ他「令和2年『別居中・離婚前のひとり親家庭』実態調査プロジェクトチーム報告書」

ふうに言われてしまうと、本当に何も言えなくなってしまうというか、悲しいし虚しいし理解されないなっていうふうに思ってしまう。これが、子どもの連れ去りになるなら、どんなに酷いDVがあっても逃げられなくなってしまう。

図4のように、別居状況なんですけれども、別居している方の76.7%が離婚したいと思っています。そして、別居期間が1年以上というのが63%となっています。本当に長い方はですね、もう〈1年～4年未満〉も多いですよ、46.9%で、〈4年～7年未満〉っていうのも1割の方がいます。1年以上の方が63%なので、本当に離婚したいのに離婚ができないっていう状態があります。別居中ですと、ひとり親ではありませんからひとり親の支援制度は使えないですよ。児童扶養手当も受けれないし、ひとり親の就労支援も受けれないし、色んな事が受けれない。

でも、唯一、児童手当というのは、実際に住んでる親が受け取れるはずなんですけれども、そこがなかなか受け取れていないんです。この児童手当は、世帯で収入が多い方に出すという制度でありまして、離婚が成立していないために、収入の高い夫の方になってしまうっていう事があります。夫が資格喪失届を出してくれないと、別居している母親は受け取れないんですよ。なので、実際、別居して一緒に住んで子どもの世話をしているんだけど、児童手当が受けられないという方々が多いのです。自分が受けれると思わなかったという方もいますし、また、児童手当の受取りの変更をすることで、さらにまた夫から攻撃されるのが嫌だっというのもあると思います。

DVで保護命令が出た場合は、児童扶養手当も離婚をしなくても受けます。でも、家庭裁判所の保護命令が出ると言うのは、本当にニュースに出るような、殺人じゃないけど、もの凄

い身体的暴力があつて、証拠があつてというのでなければ家庭裁判所では保護命令が出ません。という事は、ほとんどの別居親は児童扶養手当を受けれていないというような状況です。ですから、コロナ禍での支援のひとり親特別臨時給付金も受け取れていません。

アンケートの相談先も〈相談しても解決しないと思った〉って回答が悲しいけれども1番多いんですよね。なので、行政とかに相談に行っても、まだ離婚が成立していないからというような回答を受けてしまうのかなという事ですね。そう言うような状況で、色んな制度の狭間で苦しんでいる方々がいますという事で、こちら辺の拡充も、私達もいつもお願いしている所なんですけれども、なかなかその支援が出来ないというような事なんですよね。現状を知って欲しいなっていうふうに、離婚をちゃんと求めているし、離婚したくても出来ない状況があるんだという事がなかなか理解されないんですよね。

DVの加害者っていうのは、調停をしても不成立に終わらせます。親権を執拗に主張したりとか、色んな事を主張して不成立に終わりますし、その後、裁判に移行したいのだけれども、弁護士費用が無かったりとか、色んな精神的ダメージがあつたりして裁判が出来なかったりとかもします。結局は、支援制度も受けれない離婚も出来ない、そういう事で経済的な不安もあるし、誰も助けてくれないみたいな社会的孤立になって、精神的にも追い込まれるというような状況があります。これも本当にDVの影響だと私は思っています。

面会交流の課題

肝心の面会交流なんですけれども、本当に私の友達とかも、「えっ、何が。良い事でしょ」、「面会交流、共同親権良いんじゃないの」って言うんですけども、いやいやそうではなく、問題のないって言ったら変、問題がなくて離婚はしないと思うんですけども、そんなに高葛藤ではなかったら、普通に面会交流もしてますし、その別居親が共同親権だって高らかに言っていないと思うんですよね。

やはり、会えない状況の人達が会わせられない。ある日突然、妻が子ども連れて出て行ったというような事があれば、じゃ、出て行った理由は何なんだろうっていうふうな振り返りだったりとか、そういうふうな事がなくて、夫は妻が悪いみたいな一方的に考えてしまう。

また、面会交流では、第三者の支援もあります。だけれども、全ての地域にある訳ではありませんし、これは有料です。1時間いくらで、お互いのスケジュール調整とかはいくらとか、そういうような事で、別居親はそういうのを使いたくないんですよ。直接連絡して、コントロールしたいんですから、そういう第三者は使いたくない。そうすると、使っても良いけど、費用はそっちが払えって言うふうな事になって、経済的な負担もあるんですよね。先程、箭原さんも言ったように、家庭裁判所では面会交流と養育費の支払いっていうのがゴールみたいな感じで調停が進められますので、保護命令がない限り、児童精神科の診断書があつたとしても反対する別居親もいますので、面会交流を拒否するのは難しい。

そしてDVがあつても、極端な話ですね、「反面教師として会うべきだ」みたいな事を言わ

れたりする事もあります。それで決まると、調停とか裁判で面会交流が決まっているのに、子どもの調子が悪いとか子どもが会いたくないと言って会わせない場合は、間接強制といって、1回会わない毎に何万円払えという、経済的に責められてしまって、結局はお金がないと会わせなくてはいけないというような事になってしまいます。

共同親権か、監護か？

肝心な所なんですけど、単独親権が日本だけかっていうお話なんですけれども、私は英語が苦手なんですけれども、親権っていうのは Parental Authority っていうんですか、これはですね、ないそうです、他の国は。他の国は監護ですよ、共同、Custody とか Responsibility なんですけれども、監護とか親責任とかっていう、養育っていうような事なんです。だから、共同と分担っていうのをきちんと色分けとか区分されていて、親が強い権利を持つ親権という言葉は使われていないという事なんです。だから、単独親権が日本だけっていう = 欧米は皆共同親権かっていうとそうではないんだよという事です。

そうしてですね、日本が遅れているって言うような言い方がされますが、実はですね、遅れてるというよりは共同養育、離婚後も別居親との交流を頻繁にした方が良いんだというような事がアメリカやイギリスやカナダでもありました。法改正もありました。

ですけれども、そこで大きな問題が起きたんですね。フレンドリーペアレントというのがあり、より多く会わせる同居親が良い親だっていう事ですね。別居親により多く会わせる。そうするとですね、別居親から DV や実は虐待があったっていう主張をすると、同居親は別居親と子どもを合わせようとしないう、だからダメな親とされてしまう。そして、別居親に親権とか監護を移す事があった。

このオーストラリアの事件（2009 年には、ダーシー・フリーマンという 4 歳の女の子が、面会交流中に父親によって橋から放り投げられて殺されるという事件）は有名なんですけれども、父親が面会交流の最中に、娘を他の子ども達が見てる前で橋から落としたんですよ。警察が聞き取りの中で、父親は妻に会えないから、妻を苦しめるために子どもを殺したんだっていう事を言ってます。実はアメリカでもそういうような面会交流中の事が起きてますし、日本でも文京区では子どもがサッカーの試合をしてる時に灯油のようなものを持って子どもを校舎裏に連れて行って、自分と子どもにかけたという事件もあります。私は無理心中ではなくてただの殺人だと思わなくても、そういうような事件も起きています。長崎では子どもを殺害したりとかいうような事が起きております。

それは極端な例だって言われてしまうかもしれないですけども、この共同親権とかを議論する時に、日本でも、DV の場合は面会交流をしないように対策を取りますよっていうんですよ。でも、私は、DV が日本では本当に例外的にしか起きない、本当に一部の人にしか起きないっていうような認識しかないんじゃないと思います。でも、実は図 3 で見たように少なからぬ子ども達も家庭で不安を感じてる状況です。それが一部の特異な事だから、それがあった

場合はちゃんと面会交流をしなくて良いように対応しますよみたいな状況になって、共同親権っていう事が進められていってしまうという事をとっても危惧しています。

共同親権、親権ですから、重要事項の決定ですよ。どこに住むか、病気になった時にどの病院でどの治療を受けるか。また、どこに旅行に行くかとか、どういう学校で教育を受けるかとか、どこに就職するかっていう事までが親権に入っております。そうするとですね、引っ越しをしようとか、子どもの学校をここにしようとかっていう時に、例えば、反対される事もある訳ですよ。それが本当に子どもにとって果たして良い事なのか。もちろん関係性がなければ、そうじゃなくても、普通に病気になったらこの病院に行こうとか、治療費がこうだよとか、修学旅行、それなら良いねっていうふうな話になると思うんですけども、極端な話かもしれないと思われるかもしれないけれども、そういうような、「そんな私立に行かせる事ない」とか、「大学なんていなくていい」とか、「そんな高い治療を受けなくて良い」というような状況があってしまうという、何より怖いのが住んでる場所を指定されるっていう事です。相手の許可がないと引越しも出来ないという状況が起きてしまうのではないかなと思っています。

なので、日本は遅れていると言ったんですけども、オーストラリアやイギリスやカナダとか、アメリカでも、一度は共同養育みたいな事にシフトを切りました。交流するのがとても良い事だ、だけど、色んな課題が出て来て、そして今、ここまでいったのが、逆にここに帰ろうとしてるんですよ。

それなのになぜか日本はまた、遅れて逆に共同親権にしようっていうような話が出ていますので、色んな課題があるっていう事をまずは皆さんに知って頂いて、もちろん私達も離婚後も両親がちゃんと子どもの健全な養育に健全に関わるっていう事はとても良い事だと思っていますので、全てがダメだっていう事ではなくて、こういう現状がある、そういう現状の中で半ば強制的にというか、そういうような話を進めていく事に大変危惧をしております。

Ⅵ フロアからの質問

中岡：私への質問で、「共同親権が実際何カ国なのか」という質問を頂いてますけど、法務省の令和2年「父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果の概要」を見てもらえると、24カ国調べて、2カ国だけでしたよと、非常に日本は遅れているんですから、共同親権をやりましょう的なにおいを感じ取っている訳です。

平井さんの方から「日本の法務省の動きで提案（検討）されている『共同親権』の方がより強い両親の権限をみとめようとしているということでしょうか？詳しくうかがいたいです」という質問についてお願いします。

平井：私も実は単独親権って日本だけなんだっていうふうに思っていたんですね。今年2月に東京のNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーむが共同親権の連続学習会をして、小川富之

教授に講師に来て頂きました。その時は大阪経済法科大学法学部だったんですけれども、「小川富之 共同親権」で検索して下さると色々出てくるとは思うんですが、その先生が、家族法の研究をずっとされてる方なんです。先ほど言ったように、共同親権って英語では Authority なんですけど、その表現をしている国はないとおっしゃっていました。だけど、それを訳す時に日本は共同親権っていうふうに訳している。Custodyっていうんですか、監護ですね、監護。先程、中囀先生がおっしゃった勧告を受けているって日本は、その時の英語も聞くとですね、Authorityって言ってないんです。Custodyって言うてるんです。監護、共同監護を進めなさいと言っているんです。

ですけど、日本は民法 766 条ですでに離婚後の子どもの面会交流・教育や養育費についての取り決めがあります。国連子どもの権利委員会で、日本の参加した委員は何故か、日本には 766 条があって、きちんとこういう決まりがありますよっていう説明をしなかったんですね。その訳が何故か、日本語に訳すと共同親権を勧告されたっていうふうになっているんですけれども、そういう状況であります。

欧米は共同親権ではないという指摘について、日本の法務省の動き、提案、共同親権の方がより強い両親の権限を認めようとしているという事でしょうかという事で、今ですね、審議されてる状態です。両方の、もちろん進めた方が良いついていう意見と、私達のような慎重にするべきだつていう意見の両方の聞き取りもしておりますので、法務省が決して共同親権を強固なものにしていこうというふうな、親の権限を強めていこうというような事では、今の段階ではないんですよ。

ただ、日本でいう親権はさっき言ったような重要事項の決定を持ちます。なので、共同親権となると、どこまで重要事項の決定に入れるかっていうような事だと思います。具体的には、病院の治療まで入れるのか、居所決定も入れるのかっていうような事が考えられます。

例えば、それを全て反対した場合、家庭裁判所がいちいち決めていかなきゃいけない訳なんです。そうすると、家庭裁判所が今でさえ人員が足りない状況だと思うんです。韓国のような家庭裁判所の中に面会交流所があったりとかする、その家庭裁判所ももっとしっかりしたものを、今の日本ではない状態のもの作っていかなきゃならなくなってしまうんじゃないかなと思います。例えば、別居親がこれはその病院じゃないとかその学校じゃないって言った時に、そこで意見が分かれた場合に、いちいち家庭裁判所に決めて貰わないといけないというような事が起きてくるのではないかなと思います。

中囀：プロコンタクト（非同居親との面会交流がデフォルト設定）になっている場合に、共同親権の前に面会交流についてもやるべきっていうふうに裁判所が言っちゃってる訳ですよ。でもその前に、平井さんの話とか箭原さんの話、もちろん山崎さんもそうなんですけど、DVとかあるいは子どもへの虐待があった場合に、それをどうやって証明するのかっていう事なんです。もしも、私がこの辺にあざとか作っていたとしても、「それは自分でやったんだろう」って言われちゃう可能性だってある訳ですよ。

あるいは、海外の例もそうですけれども、母親側が同居親が子どもを操って、そういうふうには、要するに父親の会わなくていいような理由を付けてしまうんじゃないかっていうか、そういうふうには裁判所が思ってしまうというか、判断してしまう可能性も無きにしも非ずです。家族っていう密室の中で行われている、先程、山崎さんの話もありましたけれども、DVっていうのは本当に権利侵害ですね。子どもとか女性に対する権利侵害を、被害者の側が証明しろっていうのはおかしくくないですかって、私はいつも思うんですけど、それは違うだろうって思うんです。

確かに警察も民事不介入ではなくなってきたので、以前よりは良くなってきてると思いますけれども、共同親権とか面会交流っていうふうな事を考えていく時に、子どもの権利とか幸せを第一に考えた時に、やっぱり一番怖いのは虐待とかDVとか、本当に箭原さんとか平井さんの話にも出てきたように、逆恨みじゃないですけど、命を落とす子どもが日本でもない訳ではないので、そこは凄く慎重にやらなくてはいけない。そのためには公的なものが介入していくっていう事をやらなきゃならないし、でも、一方では自分達のプライバシーに公的権力が介入するっていう事ですから、そこはもの凄く微妙で難しい所なんです。でも、そこは子どもの人権とか幸せを考えた時に、そのバランスっていうのを取らなきゃいけないので、そこは日本とかの行政とか裁判所とかが上手くやって行けるのかなっていうのが、私は疑問に思っている所です。

平井：良く、片親症候群って言われて、片親に会えていない、別居親に会えていないと子どもに大きな心の傷と発達に影響があるっていうような事を推進派の方とかはよく持ち出すんですよね。ですけど、これは本当にですね、小川富之先生もですけども、論文とかできちんと学会とかに提出された事はないそうなんです。本当に関わっていると分かるんですけど、今まで抑圧された、支配下にあった、顔色を見てた子どもが安全な場に移る事でやっと感情を出せる、そうすると、逆に暴れたりとかお母さんに対して暴言を言ったりとか、そういう状態があります。また、ある日突然、転校したりとかするから不安な事もありますよね。

だけど、それが片親症候群かっていうと、そうではなくて、きちんとお母さんが安心した生活を送れるようになると、親子のケアが出来ていけば落ち着いていく事なんですよ。亡くなってしまったんですけども、精神科の権威だった佐々木先生の「ひとり親でも子どもは健全に育ちます～シングルのための幸せ子育てアドバイス」っていう本があります。そういうようなきちんとした著書もありますので、そういう事も知って頂けたらと思います。

中園：次に「小樽市母子生活支援施設は戦中に出来た。あまりにも古く、立地もそんなによくない。経営は民間、市が利用と決定している。建てかえ等必要と思うがすすまない」というご意見が来ていますが。

平井：小樽の母子寮なんですけれど、戦後に建てられたんですよ。ひとり親の支援っていうのは、戦争未亡人の支援から始まった支援なのです。母子寮にも一回見学に行きたいと思っています。

ます。70 何年経って、木造平屋建てです。木造平屋建てで、冬になったら、隙間から雪が入ってくるそうなんですよ。

中囀：窓が開かない。

平井：そう、そうなんです。窓にビニールを貼るような所で、今、10 何軒あったのが4世帯しか入っていないのです。中囀さんは釧路にないって言ってますよね。稚内にもないんですよ、北見にもないんですよ、旭川にはあるんですけどもね。そうすると、広域支援でここは受けてくれるんです。

小樽の母子寮は、後志管内とかそういう所からも受け入れてくれる重要な所ではあるんです。しかし、議会に言っても「お金がない」って、「ああ、そうですよね」っていう事で終わって、北海道の会議とかでも「是非こういう所に支援を」って言うんですけども、なかなかお金が回って来ないのです。じゃ、無くしちゃっていいのかってなると、そうではないと思うんですよ。本当に、離婚直後とか、ひとり親になった直後に生活相談員さんがいてくれて、保育士さんがいてくれて、そして1人じゃない。同じ建物っていうか、その敷地内に同じような人達がいてくれるっていう安心感があるし、そこから公的な支援を受けに行ったりとか、仕事を始めたりってするには、とっても大切な施設だと思うので、是非そういう言うような皆さんの、市民の理解を、一部の人達にしか使わない母子自立支援施設なんか建てなくていいみたいな事ではなくて、是非是非ご理解頂けたらと思います。

中囀：「市議会で共同親権推進の立場で質問する議員がいる。市に対して、住民票を出さない『支援措置』に関して訴え一件ありと分かった。公共施設での面会交流など求めるのではないかと心配している」という意見について。

平井：後、議会で共同親権推進の意見書を出そうとか、本当に地方議会でどんどん進んでおります。残念ながら北海道議会でも可決されてしまいました。議員の皆さんも分からないんですよ。共同親権っていうと、さっき私の友達が言ったように良い事じゃないっていうふうに思ってしまった、それに反対するのってダメな事じゃないのって思ってしまった、共同親権を勧める要望の意見書が地方議会、全国で本当にたくさん出されているっていう事が、私達も危機感を持っております。

中囀：「離婚が成立する前にどういう支援が出来るのか」っていうのを教えてください。

平井：そうですね。なかなか本当に難しい所なんです。まずは住所が分からないように、これですね、皆さん住所が分からないように生活ということを、ちょっと想像してみてください。美容室に行こうが病院に行こうが歯医者に行こうが、お店でクーポン券を頂くとか何かしようとする、皆、住所を書かなきゃいけないですよ。それ全部、「住所を書くなら良いです」ってなるんですよ。何気なく、「どこに住んでるの」っていう会話も、「ううん」ってなっちゃうんですよ。そういうような状況なんです。

まず、公的な支援としては、住民基本台帳を、本人しか、誰かが行っても閲覧ができないようにするのがあります。後、命の危険を感じてDV等支援措置を、受けます。でも、これ毎年申請しなくちゃいけないんですよ。1年経ったら安心になると思いますか。それはですね、今、コロナだから郵送で継続出来るようになったんですけども、免許証のように、あなた1年経ちますから次申請して下さいっていうふうに言われないので、忙しいと忘れてしまって、また新規になってしまう。そうすると、例えば、配偶者暴力相談支援センターの証明だったりとか、中には警察の証明が必要になります。非正規で、ただでさえコロナで仕事を休まなきゃならなかったりするのに、その申請に仕事を休まなきゃいけなくなると、申請出来なくなり、危険を感じてるいるけれど申請が出来ない状態になります。でも、何かあったら、「あなた申請してなかったから、ですよ」っていう話なんですよ。そんなような事があったりとか、本当に自治体が気を付けて欲しいんですけど、この居住を明らかにするっていう事が命に係わるっていう事だっという認識が足りないの、元夫に何か郵便物を送ってしまったとか、銀行口座を開いた時に銀行が送ってしまったような事があって、せっかくやっとそこで安心して暮らして、子どもも転校したのに、また引っ越しをしなくてはいけないというような状況があったりします。

だから、支援っていうとなかなか本当に少ないんですよ。さっき言ったような児童手当を、ちゃんと行政が別居中でも申請出来るよというような周知もして欲しいですし、そういうような状況があれば、速やかに手続きをして欲しい。単身赴任の状況ではという事が、行政は言うのかもしれないけれど、離婚の意思があって、そういうような協議をしたり離婚調停の申し立てがあったら、速やかに児童手当を変更してくれるとか、児童扶養手当の家裁の保護命令ではなくても、保護命令が精神的なDVでもきちんと対応して貰えるような状況にあったら良いなというふうに思います。経済的な支援となると本当に本当にないんです。収入は世帯の収入なので、高いから保育料だったりとか色んな事が影響されて、本当に別居中の人達が大変な思いをしています。